

北海道河西郡更別村と東京大学大学院農学生命科学研究科との 連携協定に関する協定書

更別村（以下「甲」という。）と東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「乙」という。）は、それぞれが有する資源、人材等を有効に活用し、相互の連携と協力を基盤に人口減、高齢化、気象変動等、社会の問題解決を図ることで、日本全体及び世界の食農、環境、生活の向上を目指し、共に取り組むパートナーとして次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が互いの資源等を活用し相互に協力しながら、甲の幅広い様々な取組において、共働によるまちづくりにより村民が安心して豊かに暮らせる持続的な地域社会の実現を図るとともに、乙における教育・研究の推進と発展に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して、協力するものとする。

- (1) 食農、環境、生活の向上を目指した教育・研究とその成果の実証に関すること
- (2) 便利に生活できるまちづくりに関すること
- (3) 産業が元気なまちづくりに関すること
- (4) 心身の健康を支えるまちづくりに関すること
- (5) 環境を守り安心して生活できるまちづくりに関すること
- (6) 人が育つまちづくりに関すること
- (7) 知恵を出し合うまちづくりに関すること
- (8) これらを担う人材育成のための教育、研修、体験に関すること
- (9) その他前条の目的を達成するための事業

（資料等）

第3条 甲と乙は、事業の実施に必要な情報及び資料等（以下「資料等」という。）を無償で相手方に提供するものとする。

2 甲と乙は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外に資料等を使用してはならない。

（外部公表）

第4条 甲と乙は、事業の実施にあたり、知り得た情報を外部に公表しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、事業の実施にあたり、知り得た相手方の営業上の秘密を、その目的及び手段を問わず第三者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りでない。

(1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

(2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの

(3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、本協定の有効期限満了後においても同様とする。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期限は、締結の日から令和8年3月31日までとし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、1年間その期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲と乙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を催告し、当該催告後1カ月以内に是正されない場合は、本協定を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、事業に協力しないとき

(2) 本協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき

(3) 本協定に違反したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の解除について、やむを得ない事情があると認められるとき。

（その他）

第8条 本協定の運用等に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名・押印のうえ、各々1通を保管する。

令和 3年 4月 1日

甲 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
更別村
更別村長

乙 東京都文京区弥生1丁目1番1号
東京大学
大学院農学生命科学研究科長

西山 佐藤 伸治